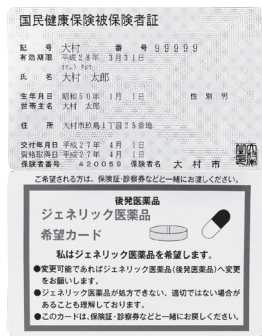


国民健康保険の

お知らせ

国民健康保険被保険者証の様式が変わります



7月6日から、

交付される被保険者証が新しい様式に変わります。「ジェネリック医薬品希望カード」とつながっています。

ますので、利用を希望する人は切り離さずに医療機関へ提示してください。
 ※現在お持ちの被保険者証は、有効期限まで引き続きお使いください。

■国保けんこう課(内線119)

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

更新が必要な人は、国保けんこう課で手続きしてください。

受付開始 8月3日(月)

必要なもの 国民健康保険被保険者証、使用中の認定証、印かん

※70歳以上の人は、平成27年度の住民税非課税世帯が対象。

■国保けんこう課(内線111)

後期高齢者医療保険のお知らせ

8月から保険証が新しくなります

新しい保険証を7月中に郵送しますので、記載内容をご確認ください。手続きは必要ありません。8月1日からは新しい保険証を使用し、期限が切れた保険証は返還するか、細かく裁断し破棄してください。

○限度額適用・標準負担額減額認定証

医療機関などの窓口に表示すると、受診時の窓口支払い(保険適用分)が自己負担限度額までになり、食事代も減額されます。

対象 住民税非課税世帯に属している人(同一世帯の全員が、住民税非課税)

・既に交付を受けている人

対象者には、新しい認定証を保険証とともに7月中に郵送します。申請は必要ありません。

・該当する人でまだ認定証を持っていない人

保険証、印かんを持って、国保けんこう課窓口で申請してください。

保険料をお知らせします

平成27年度の保険料を、7月中旬に決定通知書(兼納入通知書)でお知らせします。納付の方法は、それぞれ異なりますので、納入通知書の内容をご確認ください。

○所得が少ない人の保険料の軽減

均等割額(年間46,800円)の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額	年間の均等割額
33万円以下	7,000円
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)	4,600円
33万円+(26万円×被保険者数)以下	23,400円
33万円+(47万円×被保険者数)以下	37,400円

所得割額の軽減

賦課のもととなる所得額(前年中の総所得額などから基礎控除額33万円を差し引いた額)	所得割額の軽減の割合
58万円以下(年金収入のみの場合211万円まで)	5割

○被扶養者であった人の保険料の軽減

この制度加入の前日まで健康保険など(国民健康保険は除く)の被扶養者だった人は、保険料の所得割額の負担はなく均等割額が9割軽減され、年間の保険料が4,600円になります。

※これらの軽減措置は、手続きの必要はありません。

※保険料の納付が困難なときは、ご相談ください。

■国保けんこう課(内線110)